

### 3. 土壌汚染調査事例

#### 3.1 土壌汚染状況調査について

##### 3.3.1 法第3条に基づく調査

法第3条調査の契機となる、有害物質使用特定施設の廃止において、施設の種別別にみると、表3-1及び表3-2に示すとおりである。

法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設は、平成23年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。累計においても、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成23年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号（1～71の4に相当する施設）を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 23 年度）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び番号、記号			
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	1	0
	圧搾施設	11、ハ	1	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	1	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう	19、ニ	2	1
	染色施設	19、ト	8	2
	薬液浸透施設	19、チ	3	2
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	1	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	1	0
	湿式パーカー	23、ロ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	1	0
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	2	1
化学肥料製造業	水洗式破砕施設	24、ハ	1	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	1	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	1	1
	遠心分離機	26、ハ	1	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	2	2
前二号（25、26に相当する施設注）に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	3	2
	遠心分離機	27、ロ	2	2
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	5	4
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	1	0
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1	0
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	1	0
	遠心分離機	33、ハ	1	1
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1	1
合成ゴム製造業	廃ガス洗浄施設	33、リ	2	1
	水洗施設	34、ハ	1	1
前6号（31～36に相当する施設注）に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	1	0
	分離施設	37、ロ	6	6
	ろ過施設	37、ハ	2	2
	急冷施設及び蒸留施設	37、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	2	2
	抽出施設	41、ロ	1	0
第28号から前号（28～45に相当する施設注）までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	6	6
	ろ過施設	46、ロ	4	4
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	5	5
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	4	3
	分離施設	47、ハ	3	2
	混合施設	47、ニ	3	3
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	2	2
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	2	2
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	26	18
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	5	2
薬業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	3	3
	還元そう	62、イ	1	1
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	1	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	7	4
	焼入れ施設	63、イ	2	1
金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	電解式洗浄施設	63、ロ	4	3
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	1	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	50	25
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	220	151
電気めっき	電気めっき施設	66	138	85
洗たく業	洗浄施設	67	67	30
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	5	3
病院	洗浄施設	68の2、ロ	6	1
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0
科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	127	78
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	1
前各号（1～71の4に相当する施設注）を除く	洗浄施設	71の5	100	68
	蒸留施設	71の6	13	6
し尿処理	し尿処理施設	72	1	0
前2号（72し尿処理施設、73下水道終末処理施設）を除く	排水処理施設	74	5	3
合計			872	547

注）1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び番号、記号		
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	0
	圧搾施設	11、ハ	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設	19、ハ	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	2
	シルケット機	19、ホ	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	1
	染色施設	19、ト	27
	薬液浸透施設	19、チ	8
	のり抜き施設	19、リ	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	0
	湿式バーカー	23、ロ	0
	抄紙施設	23、チ	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	9
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	6
化学肥料製造業	水洗式破砕施設	24、ハ	1
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	廃ガス洗浄施設	24、ニ	7
	塩水精製施設	25、イ	1
	電解施設	25、ロ	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	5
	ろ過施設	26、ロ	5
	遠心分離機	26、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	18
前二号（25、26に相当する施設注）に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	20
	遠心分離機	27、ロ	15
	反応施設	27、ヘ	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	43
	湿式集じん施設	27、ル	6
	蒸りゆう施設	31、イ	1
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	2
	遠心分離機	32、ハ	2
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	1
	水洗施設	33、ロ	3
	遠心分離機	33、ハ	1
	静置分離器	33、ニ	2
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	2
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	1
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設	36、ハ	1
	洗浄施設	37、イ	15
前6号（31～36に相当する施設注）に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設	37、ロ	25
	ろ過施設	37、ハ	3
	急冷施設及び蒸留施設	37、ニ	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2
	廃ガス洗浄施設	37、タ	12
	洗浄施設	41、イ	0
香料製造業	抽出施設	41、ロ	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	2
第28号から前号（28～45に相当する施設注）までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	26
	ろ過施設	46、ロ	38
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	39
	ろ過施設	47、ロ	19
医薬品製造業	分離施設	47、ハ	27
	混合施設	47、ニ	14
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	22
	混合施設	49	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	2
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	23
	洗浄施設	52、イ	0
皮革製造業	石灰づけ施設	52、ロ	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	0
	クロム浴施設	52、ニ	0
	染色施設	52、ホ	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	200
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	29

( 続き )

( 重複回答有 )

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設		一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	9	20
	水洗式分別施設	58、ロ	1	1
	酸処理施設	58、ハ	1	1
	脱水施設	58、ニ	0	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	3
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	1	3
	電解施設	62、ロ	1	6
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	14	32
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	2
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	21	33
	電解式洗浄施設	63、ロ	7	13
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	3	9
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	63、ホ	121	254
電気めっき	電気めっき施設	65	570	1641
洗たく業	洗淨施設	66	493	1282
洗たく業	洗淨施設	67	377	593
写真現像業	自動式フィルム現像洗淨施設	68	10	9
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	10	6
	洗淨施設	68の2、ロ	39	35
	入浴施設	68の2、ハ	9	5
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0
自動式車両洗淨	自動式車両洗淨施設	71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗淨施設	71の2、イ	444	897
	焼入れ施設	71の2、ロ	2	1
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	2	8
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	1	10
前各号(1~71の4に相当する施設注)を除く	洗淨施設	71の5	345	1384
	蒸留施設	71の6	37	157
し尿処理	し尿処理施設	72	1	1
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水処理施設	74	16	38
合計			2874	7147

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。





表3-5 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(累計)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数(累計)			VOC(第一種)											揮発成分(第二種)						異種成分(第三種)					合計(延べ数)															
	四塩化炭素	一・一ジクロロエタン	一・二ジクロロエタン	シクロロメタン	シクロロエタン	シクロロペンタン	シクロロヘキサン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン		トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン										
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業				19.二	2	0.0		1																														2			
木材薬品処理業				19.ホ	1	0.0																																		2	
新聞業、出版業、印刷業又は製版業				19.ヘ	1	0.0																																		2	
化学肥料製造業				19.ト	27	0.4	1		3	1	1						2																							26	
水銀電解法によるかきローダ又はかきカリの製造業				19.チ	8	0.1			2	3																														9	
有機顔料製造業				22.ロ	1	0.0																																		1	
前二号(25、26に相当する施設注)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業				23の2.イ	9	0.1			2																															9	
無機顔料製造業				23の2.ロ	6	0.1			2																															6	
無機顔料製造業				24.ハ	1	0.0																																		1	
無機顔料製造業				24.ニ	7	0.1																																		6	
無機顔料製造業				25.イ	1	0.0																																		1	
無機顔料製造業				25.ロ	1	0.0																																		1	
無機顔料製造業				26.イ	5	0.1																																		7	
無機顔料製造業				26.ロ	5	0.1																																		7	
無機顔料製造業				26.ハ	1	0.0																																		1	
無機顔料製造業				26.ホ	18	0.3																																			26
前二号(25、26に相当する施設注)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業				27.イ	20	0.3																																		30	
前二号(25、26に相当する施設注)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業				27.ロ	15	0.2																																		21	
前二号(25、26に相当する施設注)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業				27.ヘ	1	0.0																																		1	
前二号(25、26に相当する施設注)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業				27.ヌ	43	0.6																																		55	
メタン誘導品製造業				27.ル	6	0.1																																		7	
有機顔料又は合成染料の製造業				31.イ	1	0.0	1																																	2	
有機顔料又は合成染料の製造業				32.イ	2	0.0																																		2	
有機顔料又は合成染料の製造業				32.ハ	2	0.0																																		3	
有機顔料又は合成染料の製造業				32.ニ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.イ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.ロ	3	0.0																																		4	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.ハ	1	0.0	1																																	1	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.ニ	2	0.0	1																																	3	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.ホ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				33.リ	2	0.0																																		2	
有機顔料又は合成染料の製造業				34.ハ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				35.ロ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				35.ハ	1	0.0																																		1	
有機顔料又は合成染料の製造業				36.ハ	1	0.0																																		1	
前6号(31~36に相当する施設注)に掲げる事業以外の石油化学工業				37.イ	15	0.2	4																																21		
前6号(31~36に相当する施設注)に掲げる事業以外の石油化学工業				37.ロ	25	0.4	5																																32		
前6号(31~36に相当する施設注)に掲げる事業以外の石油化学工業				37.ハ	3	0.0	1																																	1	
前6号(31~36に相当する施設注)に掲げる事業以外の石油化学工業				37.ニ	3	0.0																																		3	
前6号(31~36に相当する施設注)に掲げる事業以外の石油化学工業				37.ホ	2	0.0																																			2
写真感光材料製造業				37.タ	12	0.2	6																																	19	
写真感光材料製造業				40	2	0.0																																		2	
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				46.イ	26	0.4	4	3	2	1	1	7	6	3	2	3	4	1	4	10	1	1	2	2	1	7	4	2	1	1	1	1	2					76			
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				46.ロ	38	0.5	3	3	1			5	4	1	1	1	6	1		8					2	7	5	1										50			
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				46.ハ	39	0.6	6	4	1			8	4	1	1	1	4	1	1	6	3			2	18	4	1												64		
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				47.ロ	19	0.3	3	2	1			8	1	1	1	1	5			5	3			1	3	3	4	1											45		
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				47.ハ	27	0.4	4	5	1			15	1	1	1	10				8	3			1	2	2	5	1											62		
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				47.ニ	14	0.2	1	1	1			5								2	2			1	1	2	1												17		
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業				47.ホ	22	0.3	3	4	1	1		12	1	1	1	1	7			7	2			1	2	6	1												52		
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業				50	2	0.0	1	1	1			1	1																										8		
ガラス又はガラス製品の製造業				51の2	23	0.3																																	26		
ガラス又はガラス製品の製造業				53.イ	200	2.8				1		7	2																										372		
ガラス又はガラス製品の製造業				53.ロ	29	0.4																																	38		
産業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業				58.イ	20	0.3																																	38		
産業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業				58.ロ	1	0.0																																	1		
産業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業				58.ハ	1	0.0																																	1		
産業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業				58.ニ	2	0.0																																	4		
鉄鋼業				61.ロ	3	0.0																																	4		
鉄鋼業				62.イ																																					

### 3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる、平成23年度における法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は9,525件であり、法第4条第2項の調査命令が発出された180件であった。

表3-6 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
合計	20,340	450

平成23年度における面積別の調査報告件数を表3-7に示す。

「3,000m<sup>2</sup>未満」、「3,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満」、「15,000m<sup>2</sup>以上30,000m<sup>2</sup>未満」の順に多かった。また、調査報告件数182件の平均面積は9,380m<sup>2</sup>、最大面積は101,071m<sup>2</sup>であった。

表3-7 面積別の調査報告件数（平成23年度）

面積 (m <sup>2</sup> )	調査報告件数
0 < S < 3,000	64
3,000 S < 5,000	28
5,000 S < 7,000	22
7,000 S < 10,000	12
10,000 S < 15,000	22
15,000 S < 30,000	23
30,000 S < 50,000	8
50,000 S < 100,000	2
100,000m <sup>2</sup> 以上	1
小計	182
不明および調査中	17
回答事例数	199
平均面積 (m <sup>2</sup> )	9,380
中央面積 (中央値) (m <sup>2</sup> )	4,802
最大面積 (m <sup>2</sup> )	101,071
合計面積 (m <sup>2</sup> )	1,707,120

注1) 3,000m<sup>2</sup>未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では3,000m<sup>2</sup>以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため、届出面積は3,000m<sup>2</sup>未満となった。

注2) 調査命令1件に対し複数の調査報告等がなされているため、表3-6の調査命令発出件数と回答事例数は一致しない。



### 3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機は表3-8に示すとおりである。平成23年度における調査命令の発出は0件であった。

表3-8 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ( )内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。

### 3.1.4 調査の省略を行った事例

法第3条、法第4条、法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、法施行規則第11条に基づき調査を省略した段階別件数は、表3-9に示すとおりである。

表 3-9 調査を省略した段階別件数(平成 23 年度)

(件数：複数回答有)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を選定を省略	2	3	0	5
おそれの区分の分類を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の省略	0	1	0	1
試料採取等の実施を省略	10	11	0	21
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	3	0	4
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	2	0	7
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	4	4	0	8
合計	22	24	0	46
調査結果報告件数合計	245	199	0	444

### 3.1.5 法第14条に基づく指定の申請

法第14条に基づく指定の申請が行われた理由を表3-10に示す。

表 3-10 法第14条申請を行った理由

(件数：重複回答有)

法第14条申請を行った理由	件数
自主調査により汚染が確認されたため	216
法第4条第2項に該当することが見込まれたため	116
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	8
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	13
不動産取引の円滑化を図るため	13
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	13
その他	10

### 3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 23 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数は表 3-11 のとおりである。

法第 3 条調査を行った区域のうち、法改正以前に旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 5 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 1 件であった。法第 4 条の届出で調査命令が発出された区域の内、法改正以前に旧法第 3 条調査が実施された件数は 0 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 7 件であった。法第 14 条に基づく申請がなされた区域のうち、法改正以前に旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 6 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 9 件であった。

表 3-11 過去に調査が行われていた土地での調査件数(平成 23 年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	合計
法改正前に旧法第3条調査を実施した履歴がある	5	0	0	6	11
法施行前に調査を実施した履歴がある	1	7	0	9	17

過去に行われた調査と平成 23 年度に行われた調査の関係について(例)

法が改正される前(平成 15 年 2 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日)に法第 3 条調査を実施していた事例

- ・ 有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第 3 条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行なった。

法の施行前(平成 15 年 2 月 14 日以前)に調査を実施していた事例

- ・ 土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第 14 条に基づく指定の申請が行われた。
- ・ 事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

### 3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質及び調査内容は、表3-12及び表3-13のとおりである。

調査対象物質は、VOCでは「1,1-ジクロロエチレン」,  
「トリクロロエチレン」,  
「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」,  
「六価クロム化合物」,  
「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)」,  
「有機りん化合物」,  
「チウラム」の順に多かった。

調査方法は、VOCでは土壌ガス調査が420件、土壌溶出量調査が390件、重金属等では土壌溶出量調査が571件、土壌含有量調査が566件、農薬等では土壌溶出量調査が182件であった。

表3-12 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	四塩化炭素	一・二 ジクロロエタン	一・一 ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	41	39	122	110	33	69	90	64	36	113	52	56	123	91	54	28	43	108	58	112	113	21	21	22	27	26
法第4条調査	51	41	66	61	31	66	49	58	31	60	91	58	94	69	67	27	54	127	81	87	78	20	20	22	29	25
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	125	126	132	131	118	132	132	126	122	130	155	147	168	147	157	113	154	207	176	176	149	70	68	68	106	74
平成23年度	217	206	320	302	182	267	271	248	189	303	298	261	385	307	278	168	251	442	315	375	340	111	109	112	162	125
累計	518	485	1049	1016	401	720	862	554	430	1039	663	619	1214	950	656	305	544	1108	701	1029	992	252	251	255	363	289

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

表3-13 調査方法

(件数：複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件数	
		23年度	累計
VOC (第一種)	土壌ガス調査	420	(1220)
	土壌溶出量調査	390	(914)
重金属等 (第二種)	土壌溶出量調査	571	(1726)
	土壌含有量調査	566	(1794)
農薬等(第三種)	土壌溶出量調査	182	(395)

注1) ( )内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く

### 3.1.8 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査の対象となった業種ごとの、調査対象物質は表3-13のとおりである。調査対象となった業種は、「製造業」、「公務」、「生活関連サービス業、娯楽業」の順に多かった。

表 3-14 業種区別の調査結果報告件数及び調査対象物質（平成 23 年度）

業種区分 (日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類記号・分類番号)	調査結果 報告件数 (H23)	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農業等 (第三種)							
		四塩化炭素	一・一・二 ジクロロエタン	一・一・二 ジクロロエチレン	シス 一・一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	テトラクロロメタン	ジクロロロロエチレン	トリクロロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物	
D 建設業	11	2	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	7	6	6	5	6	5	6	9	8	6	5	4	4	4	4	4	
E06 総合工事業	11	2	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	7	6	6	5	6	5	6	9	8	6	5	4	4	4	4	4	
E 製造業	261	38	60	58	134	119	48	104	83	99	52	120	84	72	155	97	70	44	73	155	88	139	130	26	26	28	47	28	
E09 食料品製造業	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
E10 飲料・たばこ・飼料製造業	3	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	
E11 繊維工業	11	2	3	3	9	7	3	4	7	6	3	8	3	2	8	2	2	1	2	2	3	6	3	2	2	2	2	2	
E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
E13 家具・装備品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	0	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	
E15 印刷・同関連業	8	1	3	2	3	2	4	2	3	2	3	2	3	2	1	5	1	1	1	2	4	1	2	4	0	0	0	0	
E16 化学工業	26	4	8	10	12	14	7	12	10	9	6	12	13	6	15	10	11	6	11	17	14	13	14	4	4	4	6	4	
E17 石油製品・石炭製品製造業	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	
E18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	
E19 ゴム製品製造業	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	2	3	1	0	0	0	0	
E20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
E21 窯業・土石製品製造業	15	2	1	1	3	3	1	3	2	1	1	3	2	3	9	2	1	1	4	6	4	8	4	0	0	0	0	0	
E22 鉄鋼業	10	1	3	3	5	3	6	5	3	3	5	5	5	7	5	6	4	6	8	5	8	3	3	3	3	3	4	3	
E23 非鉄金属製造業	10	1	2	2	4	5	0	5	3	0	5	3	4	6	3	4	2	5	6	5	5	0	0	0	0	0	2	0	
E24 金属製品製造業	71	10	10	10	39	35	11	20	16	25	11	36	13	17	43	31	14	13	15	39	16	34	35	7	7	7	10	7	
E25 はん用機械器具製造業	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
E26 生産用機械器具製造業	4	1	2	1	3	3	1	2	1	2	1	2	1	2	4	2	2	1	1	3	1	2	1	0	0	0	1	0	
E27 業務用機械器具製造業	9	1	1	1	5	4	1	3	4	3	1	4	2	1	5	2	2	1	1	6	2	3	6	1	1	1	1	1	
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	3	5	3	12	10	2	11	7	9	5	10	5	4	9	10	5	1	4	13	5	13	13	1	1	1	2	5	
E29 電気機械器具製造業	14	2	4	5	10	7	3	5	5	9	4	7	5	5	9	5	5	3	3	10	5	10	8	2	2	2	5	2	
E30 情報通信機械器具製造業	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
E31 輸送用機械器具製造業	23	3	8	8	16	11	6	14	9	16	6	12	13	11	16	9	7	4	9	16	11	15	12	2	2	2	4	2	
E32 その他の製造業	13	2	2	1	5	4	1	5	2	3	1	5	3	4	4	2	2	2	2	6	3	5	6	0	0	1	1	2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	2	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	8	7	8	8	7	4	5	10	12	10	6	3	3	3	5	3	
F33 電気業	5	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	1	1	1	2	
F34 ガス業	7	1	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	5	4	4	5	4	1	2	7	7	5	3	1	1	1	2	1	
F36 水道業	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
G 情報通信業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	
G37 通信業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
G38 情報サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H 運輸業・郵便業	21	3	11	11	12	12	11	11	12	11	11	12	12	12	13	12	12	10	12	18	15	14	13	6	6	6	7	6	
H42 鉄道業	6	1	1	1	2	2	1	1	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	1	0	0	0	
H43 道路旅客運送業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H44 道路貨物運送業	7	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	6	4	4	4	4	4	
H45 水運業	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
H47 倉庫業	6	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	3	4	5	5	5	1	1	1	1	2	1	
I 卸売・小売業	27	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	27	4	5	4	4	3	4	25	4	4	4	4	4	3	7	4	
I50 各種商品卸売業	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
I53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
I55 その他の卸売業	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
I59 機械器具小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
I60 その他の小売業	16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	16	2	3	2	2	1	2	15	2	2	2	2	2	2	2	2	
K 不動産業、物品賃貸業	14	2	9	9	10	9	10	9	9	9	9	9	10	10	9	9	9	9	11	11	11	11	9	5	5	5	9	5	
K68 不動産取引業	11	2	8	8	9	8	8	8	8	8	8	8	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9	4	4	4	8	
K69 不動産賃貸業・管理業	3	0	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1		
L 学術研究・専門・技術サービス業	34	5	16	13	14	13	16	14	14	13	14	19	16	21	19	19	9	14	19	17	19	24	10	10	11	12	12		
L71 学術・開発研究機関	23	3	9	7	6	7	7	7	7	7	7	11	8	13	11	11	4	7	11	9	12	16	5	5	5	6	5		
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2		
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	7	1	5	4	5	5	4	5	5	5	4	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	4	4	5		
N 生活関連サービス業、娯楽業	47	7	3	3	33	34	3	3	41	4	3	35	3	3	3	4	3	3	5										

## 3.2 区域の指定について

### 3.2.1 要措置区域等の指定状況

#### 1) 特定有害物質別及び調査内容別の要措置区域等指定件数

要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数は表 3-15 及び図 3-1 のとおりである。要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 34 件、重金属等のみの基準不適合は 344 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 66 件、調査の省略は 6 件であった。また、農薬等の基準不適合は、平成 23 年度及び累計のいずれも 0 件である。

要措置区域等において基準不適合が確認された調査内容は表 3-16 のとおりである。平成 23 年度に指定された要措置区域等では、土壌溶出量基準不適合は 425 件（要措置区域 76 件、形質変更時要届出区域 349 件）、土壌含有量基準不適合は 405 件（要措置区域 66 件、形質変更時要届出区域 339 件）、土壌ガス調査検出は 296 件（要措置区域 55 件、形質変更時要届出区域 241 件）、調査の省略により基準不適合とみなされた件数は 6 件（要措置区域 0 件、形質変更時要届出区域 6 件）であった。累計では、土壌溶出量基準不適合は 1,013 件、土壌含有量基準不適合は 771 件、土壌ガス調査検出は 452 件であった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

年度	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	調査の省略	
H14	-	-	0	0	0	0	0	-	
H15	-	-	21	4	15	0	2	-	
H16	-	-	43	12	28	0	3	-	
H17	-	-	48	18	29	0	1	-	
H18	-	-	77	24	46	0	7	-	
H19	-	-	81	15	61	0	5	-	
H20	-	-	71	13	55	0	3	-	
H21	-	-	94	20	71	0	3	-	
H22	法第3条	22	65	87	8	71	0	4	4
	法第4条	10	106	116	3	93	0	4	16
	法第5条	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第14条	13	54	67	2	42	0	5	18
	法第3条・第14条	0	1	1	0	1	0	0	0
	法第4条・第14条	0	4	4	0	0	0	0	4
	合計	45	230	275	13	207	0	13	42
H23	法第3条	35	80	115	17	69	0	29	0
	法第4条	23	96	119	7	98	0	14	0
	法第5条	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第14条	22	189	211	10	172	0	23	6
	法第3条・第14条	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第4条・第14条	0	5	5	0	5	0	0	0
合計	80	370	450	34	344	0	66	6	
累計	125	600	1160	153	856	0	103	48	

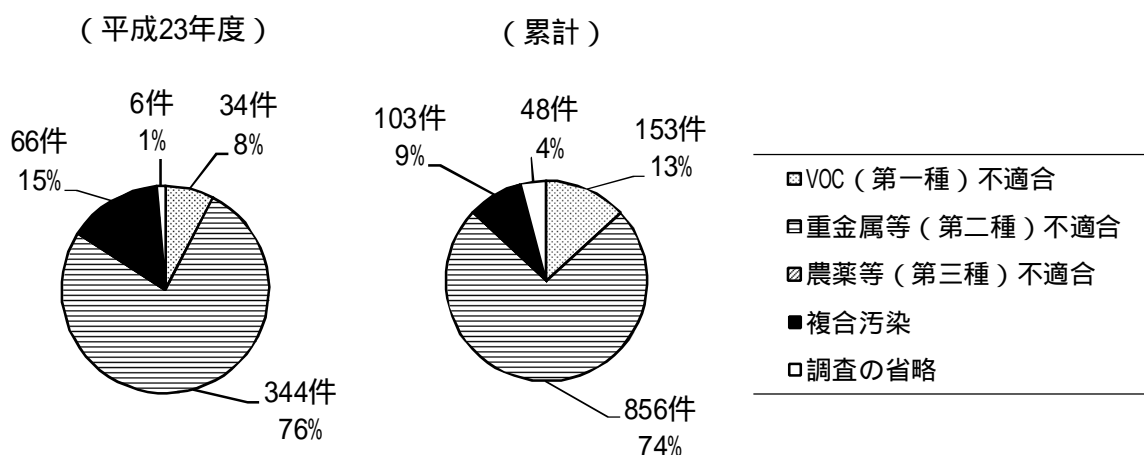


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

表 3-16 要措置区域等において基準不適合が確認された調査内容

(件数：重複回答有)

年度	合計	土壌溶出量調査	土壌含有量調査	土壌ガス調査	調査の省略	
H14	0	0	0	0	-	
H15	33	19	11	3	-	
H16	57	39	17	1	-	
H17	65	42	18	5	-	
H18	102	66	32	4	-	
H19	101	71	27	3	-	
H20	95	67	25	3	-	
H21	112	73	33	6	-	
H22 (要措置区域等)	624	239	232	153	42	
H23	要措置区域	197	76	66	55	0
	形質変更時 要届出区域	929	349	339	241	6
累計	2236	1013	771	452	48	

注 1) 土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の各不適合事例は複数回答があるため、指定件数の合計とは一致しない。  
 注 2) 平成 21 年度以前は、指定区域の件数である。

## 2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県・政令市別の法第 3 条調査、法第 4 条調査、法第 5 条調査及び法第 14 条申請による調査結果に基づく要措置区域等の指定 (平成 23 年度要措置区域指定 80 件、形質変更時要届出区域 370 件) 件数は表 3-17 のとおりである。平成 23 年度では、要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」の順に多かった。



表 3-17 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県 政令市	調査結果 報告件数		要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の省略	
	H23	累計	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
	北海道地区	7	(25)	0	8	8	(12)	1	(1)	3	(6)	0	(0)	1	(1)	3	(4)	
札幌市	4	(9)	1	2	3	(4)	1	(2)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
函館市	0	(1)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
旭川市	2	(7)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計	13	(42)	1	12	13	(18)	2	(3)	7	(10)	0	(0)	1	(1)	3	(4)		
東北地区	1	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
青森県	3	(5)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
八戸市	1	(4)	0	1	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(2)
岩手県	1	(13)	0	0	0	(4)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
盛岡市	0	(5)	2	0	2	(2)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮城県	1	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
仙台市	6	(14)	4	1	5	(9)	1	(1)	4	(7)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
秋田県	1	(5)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
秋田市	1	(2)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形県	0	(11)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形市	1	(4)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島県	2	(14)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
郡山市	2	(14)	0	1	1	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(1)	0	(1)
いわき市	0	(6)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計	20	(108)	6	8	14	(31)	2	(3)	10	(21)	0	(0)	1	(2)	1	(5)		
関東地区	10	(22)	2	3	5	(11)	1	(1)	3	(8)	0	(0)	1	(2)	0	(0)		
茨城県	0	(1)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水戸市	1	(14)	1	2	3	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(2)	0	(0)		
つくば市	7	(25)	3	2	5	(15)	0	(3)	1	(7)	0	(0)	4	(5)	0	(0)		
栃木県	1	(6)	0	1	1	(6)	0	(2)	1	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)		
宇都宮市	7	(26)	0	1	1	(8)	0	(2)	1	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
群馬県	1	(10)	0	1	1	(4)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
前橋市	0	(3)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
高崎市	2	(8)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊勢崎市	1	(5)	1	0	1	(3)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
太田市	6	(99)	6	17	23	(50)	1	(6)	16	(36)	0	(0)	6	(7)	0	(1)		
埼玉県	8	(22)	3	3	6	(13)	3	(6)	2	(6)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
さいたま市	2	(18)	2	3	5	(9)	0	(1)	5	(8)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
川越市	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
熊谷市	2	(11)	1	0	1	(5)	1	(1)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
川口市	2	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
所沢市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
春日部市	0	(5)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
草加市	0	(5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
越谷市	5	(29)	2	3	5	(13)	1	(6)	2	(4)	0	(0)	2	(2)	0	(1)		
千葉県	5	(9)	1	2	3	(4)	0	(0)	3	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
千葉市	4	(15)	0	3	3	(6)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
船橋市	5	(14)	2	5	7	(11)	0	(2)	5	(7)	0	(0)	2	(2)	0	(0)		
松戸市	0	(7)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
柏市	1	(9)	1	1	2	(6)	0	(0)	2	(5)	0	(0)	0	(1)	0	(0)		
市原市	2	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
東京都	156	(539)	14	80	94	(240)	4	(32)	81	(186)	0	(0)	8	(20)	1	(2)		
八王子市	4	(8)	2	1	3	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(3)	0	(0)		
町田市	1	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
神奈川県	15	(35)	4	9	13	(20)	2	(4)	11	(16)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
横浜市	43	(102)	0	17	17	(51)	1	(8)	11	(27)	0	(0)	5	(8)	0	(8)		
川崎市	11	(45)	0	9	9	(24)	1	(2)	6	(20)	0	(0)	2	(2)	0	(0)		
相模原市	10	(28)	2	4	6	(8)	0	(0)	6	(8)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
横須賀市	6	(17)	0	4	4	(11)	0	(2)	4	(8)	0	(0)	0	(1)	0	(0)		
平塚市	5	(19)	4	7	11	(20)	0	(1)	11	(18)	0	(0)	0	(1)	0	(0)		
藤沢市	1	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
小田原市	1	(5)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
茅ヶ崎市	0	(4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)		
厚木市	4	(10)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
大和市	0	(7)	0	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
新潟県	6	(32)	2	2	4	(12)	3	(4)	1	(8)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
新潟市	0	(11)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
長岡市	2	(7)	0	1	1	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
上越市	2	(5)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
山梨県	9	(25)	3	6	9	(16)	2	(4)	5	(9)	0	(0)	2	(3)	0	(0)		
甲府市	0	(7)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
静岡県	4	(20)	0	3	3	(12)	0	(0)	2	(11)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
静岡市	1	(19)	0	0	0	(6)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
浜松市	3	(19)	2	1	3	(7)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(1)		
沼津市	0	(6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
富士市	0	(4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
計	388	(1,361)	58	192	250	(622)	20	(94)	185	(441)	0	(0)	44	(69)	1	(18)		
中部地区	1	(7)	0	1	1	(6)	0	(3)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
富山県	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
富山市	2	(8)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
石川県	3	(11)	2	0	2	(6)	0	(0)	1	(5)	0	(0)	1	(1)	0	(0)		
金沢市	2	(7)	0	1	1	(4)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
福井県	1	(12)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
長野県	3	(26)	0	3	3	(13)	0	(3)	3	(8)	0	(0)	0	(2)	0	(0)		
長野市	1	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
松本市	2	(3)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
岐阜県	3	(26)	0	1	1	(8)	0	(2)	1	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
岐阜市	0	(5)	0	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		

(続き)

(件数)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の省略	
	H23	累計			H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
			H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
中部地区	愛知県	4 (44)	2	3	5	(17)	0	(1)	5	(15)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	名古屋市	8 (66)	0	2	2	(27)	0	(4)	2	(21)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
	豊橋市	1 (5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岡崎市	0 (10)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	一宮市	3 (27)	0	0	0	(5)	0	(2)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	春日井市	0 (9)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	豊田市	1 (11)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	三重県	2 (16)	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
	四日市市	0 (3)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	38 (298)	4	15	19	(106)	0	(19)	18	(78)	0	(0)	1	(4)	0	(5)
近畿地区	滋賀県	4 (23)	0	2	2	(6)	0	(0)	2	(5)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	大津市	1 (2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	京都府	4 (16)	0	2	2	(6)	0	(0)	2	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	京都市	8 (36)	1	2	3	(16)	0	(0)	1	(13)	0	(0)	2	(2)	0	(1)
	大阪府	11 (43)	0	5	5	(22)	0	(2)	2	(16)	0	(0)	3	(3)	0	(1)
	大阪市	42 (177)	0	35	35	(73)	2	(2)	29	(62)	0	(0)	4	(7)	0	(2)
	堺市	6 (19)	0	6	6	(15)	0	(0)	6	(13)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
	岸和田市	1 (5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	豊中市	0 (6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	吹田市	4 (14)	0	2	2	(5)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	高槻市	5 (12)	2	5	7	(12)	0	(2)	5	(8)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
	枚方市	12 (28)	0	4	4	(14)	0	(0)	4	(14)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	茨木市	2 (10)	0	3	3	(8)	0	(0)	3	(6)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
	八尾市	5 (12)	0	1	1	(3)	1	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	寝屋川市	0 (8)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	東大阪市	3 (20)	0	2	2	(4)	0	(0)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	兵庫県	14 (67)	0	11	11	(42)	1	(5)	9	(35)	0	(0)	0	(1)	1	(1)
	神戸市	5 (32)	0	2	2	(10)	1	(3)	1	(5)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
	姫路市	4 (11)	1	1	2	(4)	0	(0)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	尼崎市	6 (11)	0	4	4	(5)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	3	(3)	0	(0)
	明石市	2 (5)	0	1	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	西宮市	0 (9)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	加古川市	2 (11)	0	1	1	(8)	1	(5)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宝塚市	1 (1)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	奈良県	1 (4)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	奈良市	2 (4)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	和歌山県	1 (6)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	和歌山市	1 (8)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	147 (600)	4	92	96	(267)	6	(23)	75	(213)	0	(0)	14	(21)	1	(10)
	中国四国地区	鳥取県	0 (5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
鳥取市		0 (2)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
島根県		0 (3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岡山県		2 (9)	0	2	2	(5)	0	(1)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岡山市		1 (6)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
倉敷市		1 (2)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
広島県		4 (7)	1	2	3	(4)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(1)
広島市		11 (21)	0	9	9	(12)	0	(1)	8	(10)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
呉市		1 (5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福山市		0 (7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山口県		5 (14)	0	6	6	(8)	2	(2)	4	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
下関市		1 (2)	0	1	1	(2)	0	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
徳島県		0 (5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
徳島市		0 (2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
香川県		3 (12)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
高松市		2 (6)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
愛媛県		1 (3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
松山市		0 (9)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
高知県		0 (1)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
高知市		0 (0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計		32 (121)	1	22	23	(42)	2	(5)	19	(33)	0	(0)	2	(3)	0	(1)
九州地区		福岡県	9 (27)	3	7	10	(14)	0	(1)	10	(12)	0	(0)	0	(0)	0
	北九州市	6 (19)	0	5	5	(15)	0	(0)	2	(8)	0	(0)	3	(3)	0	(4)
	福岡市	7 (23)	0	1	1	(6)	0	(1)	1	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	久留米市	0 (4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	佐賀県	2 (6)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	長崎県	1 (5)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	長崎市	3 (7)	1	2	3	(7)	1	(2)	2	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	佐世保市	2 (3)	0	2	2	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	熊本県	1 (7)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	熊本市	6 (8)	2	4	6	(7)	1	(1)	5	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	大分県	4 (6)	0	5	5	(5)	0	(0)	5	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	大分市	0 (5)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宮崎県	1 (3)	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	宮崎市	0 (3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	鹿児島県	3 (12)	0	0	0	(4)	0	(0)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	鹿児島市	2 (17)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	沖縄県	0 (6)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計	47 (161)	6	29	35	(74)	2	(6)	30	(60)	0	(0)	3	(3)	0	(5)	
合計	685 (2,691)	80	370	450	(1,160)	34	(153)	344	(856)	0	(0)	66	(103)	6	(48)	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) ( )内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの累計件数である。

注3) 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

### 3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質は表 3-18、図 3-2 及び図 3-3 のとおりである。

平成 23 年度に指定された要措置区域等においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においても、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-18 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																								
		VOC (第一種)										重金属等 (第二種)							農薬等 (第三種)							
	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
要措置区域件数	H23 累計	0 (0)	1 (1)	2 (6)	11 (18)	0 (0)	1 (2)	27 (39)	1 (4)	0 (0)	13 (22)	5 (9)	4 (4)	21 (30)	2 (3)	7 (11)	0 (0)	5 (5)	38 (49)	15 (25)	29 (45)	7 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
形質変更時要届出区域件数	H23 累計	5 (12)	8 (16)	16 (25)	25 (42)	4 (10)	9 (16)	29 (44)	5 (13)	4 (10)	34 (49)	20 (35)	12 (19)	55 (91)	36 (67)	44 (66)	0 (1)	20 (30)	229 (359)	124 (195)	168 (261)	36 (55)	3 (6)	3 (7)	3 (6)	5 (8)
指定件数	H23 累計	5 (13)	8 (17)	16 (40)	32 (114)	4 (10)	9 (29)	49 (146)	6 (19)	4 (11)	39 (138)	24 (47)	16 (29)	68 (245)	38 (121)	48 (96)	0 (2)	22 (36)	244 (511)	135 (252)	182 (397)	39 (127)	3 (6)	3 (7)	3 (6)	5 (9)
土壌溶出量	H23 累計	5 (6)	7 (9)	14 (23)	29 (133)	4 (5)	7 (18)	52 (129)	5 (9)	4 (5)	41 (116)	23 (36)	15 (23)	77 (236)	37 (100)	52 (95)	0 (1)	23 (31)	279 (471)	147 (245)	205 (399)	39 (119)	3 (3)	3 (4)	3 (3)	5 (6)
土壌含有量	H23 累計	4 (4)	7 (7)	13 (13)	23 (23)	4 (4)	7 (7)	34 (34)	5 (5)	4 (4)	32 (32)	23 (23)	15 (24)	77 (136)	37 (78)	52 (79)	0 (1)	22 (29)	275 (480)	143 (215)	199 (306)	39 (58)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	5 (5)
土壌ガス調査	H23 累計	4 (6)	6 (7)	13 (28)	30 (58)	3 (4)	6 (13)	52 (81)	5 (12)	3 (5)	41 (73)	21 (31)	12 (12)	51 (51)	27 (27)	39 (39)	0 (0)	17 (17)	195 (195)	99 (99)	132 (132)	26 (26)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)

注 1) 各超過項目には複数回答があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査、調査の省略の合計は指定件数と一致しない。

注 2) 1 件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注 3) ( ) 内の数字は、法施行日 (平成 15 年 2 月 15 日) 以降、平成 23 年度未までの累計件数である。

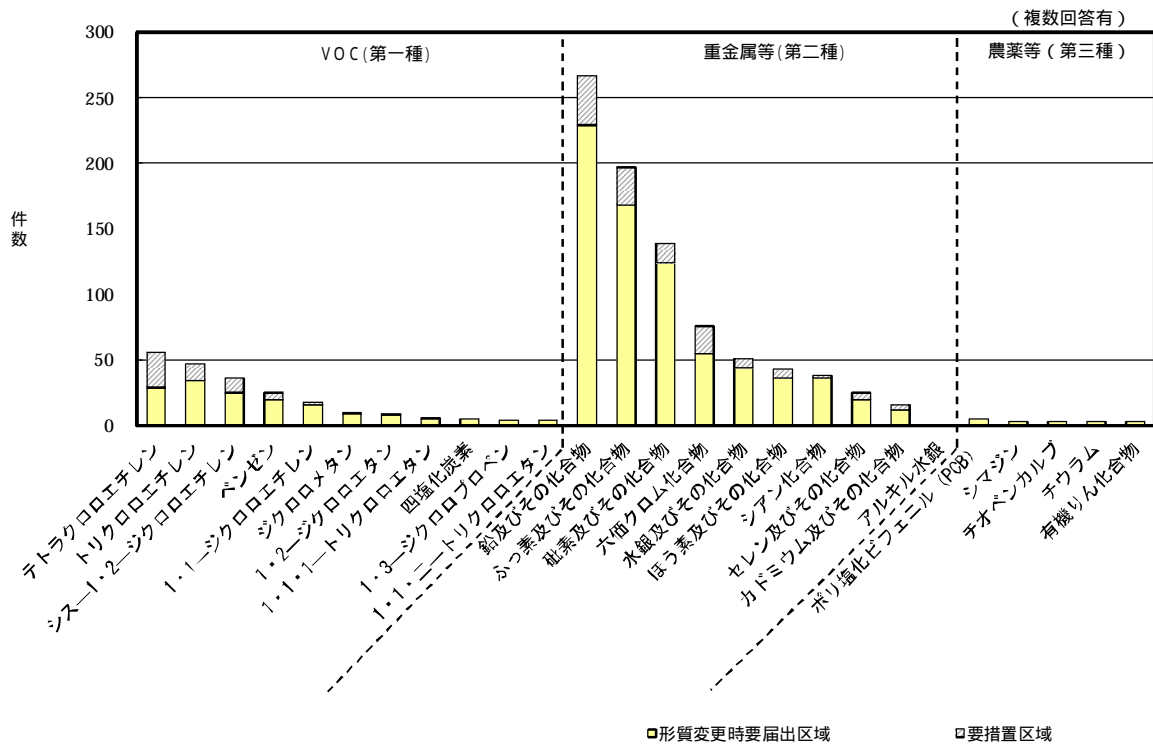


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 23 年度）

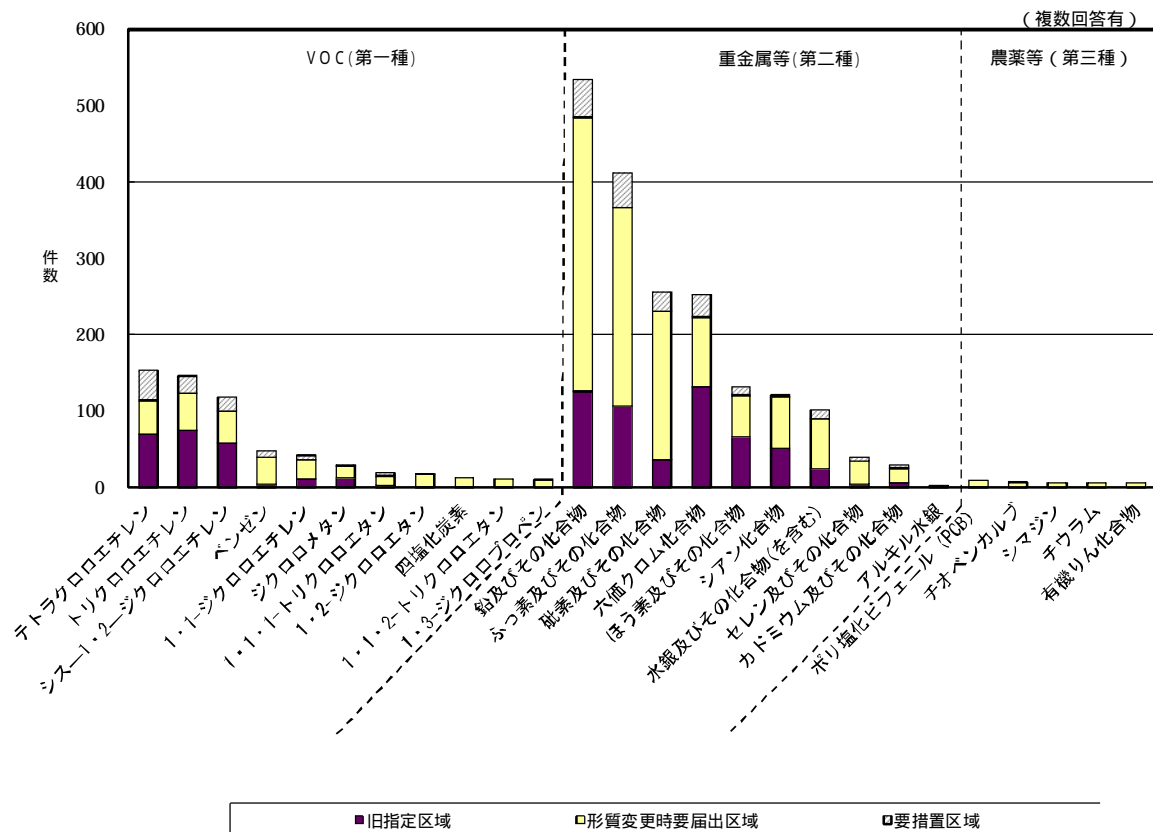


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（累計）

### 3.2.3 業種区分

要措置区域等の指定対象となった業種を、基準不適合であった特定有害物質別にみると表 3-19 のとおりであり、「製造業」、「公務」、「運輸業、郵便業」の順に多かった。



### 3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）は、表 3-20 から表 3-25 及び図 3-4 から図 3-9 のとおりである。

#### 1) 基準不適合面積

基準不適合面積については、表 3-20、図 3-4、表 3-21 及び図 3-5 に示すとおりである。

平成 23 年度の指定件数においては、「200m<sup>2</sup>以上 500m<sup>2</sup>未満」、「1,000m<sup>2</sup>以上 3,000m<sup>2</sup>未満」、「500m<sup>2</sup>以上 1,000m<sup>2</sup>未満」の順に多かった。累計では、「200m<sup>2</sup>以上 500m<sup>2</sup>未満」、「100m<sup>2</sup>以上 200m<sup>2</sup>未満」、「500m<sup>2</sup>以上 1,000m<sup>2</sup>未満」の順に多かった。

表 3-20 基準不適合面積（平成 23 年度）

基準不適合面積 (m <sup>2</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略 件数
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	
0 < S < 20	0	0.0%	3	0.8%	3	0.7%	0	0.0%	3	0.9%	0	0%	0	0.0%	0
20 ≤ S < 50	3	3.8%	7	2.7%	10	2.9%	3	8.8%	5	2.3%	0	0%	1	1.5%	1
50 ≤ S < 100	12	18.8%	16	7.1%	28	9.2%	8	32.4%	18	7.6%	0	0%	2	4.5%	0
100 ≤ S < 200	7	27.5%	37	17.3%	44	19.1%	6	50.0%	37	18.5%	0	0%	0	4.5%	1
200 ≤ S < 500	21	53.8%	71	36.7%	92	39.8%	8	73.5%	75	40.5%	0	0%	9	18.2%	0
500 ≤ S < 1,000	10	66.3%	55	51.8%	65	54.4%	3	82.4%	51	55.4%	0	0%	11	34.8%	0
1,000 ≤ S < 3,000	12	81.3%	61	68.5%	73	70.8%	2	88.2%	58	72.4%	0	0%	13	54.5%	0
3,000 ≤ S < 5,000	5	87.5%	31	77.0%	36	78.9%	1	91.2%	28	80.6%	0	0%	7	65.2%	0
5,000 ≤ S < 10,000	4	92.5%	34	86.3%	38	87.4%	3	100%	25	88.0%	0	0%	10	80.3%	0
10,000m <sup>2</sup> 以上	6	100%	50	100%	56	100%	0	100%	41	100%	0	0%	13	100%	2
小計	80	-	365	-	445	-	34	-	341	-	0	-	66	-	4
不明件数	0	-	5	-	5	-	0	-	3	-	0	-	0	-	2
回答事例数	80	-	370	-	450	-	34	-	344	-	0	-	66	-	6
平均面積 (m <sup>2</sup> )	3,156		9,809		8,545		1,147		6,041		-		25,809		-
最大面積 (m <sup>2</sup> )	65,313		890,606		890,606		8,328		277,424		-		890,606		-
合計面積 (m <sup>2</sup> )	252,492		3,580,261		3,802,425		39,004		2,060,037		-		1,703,384		-

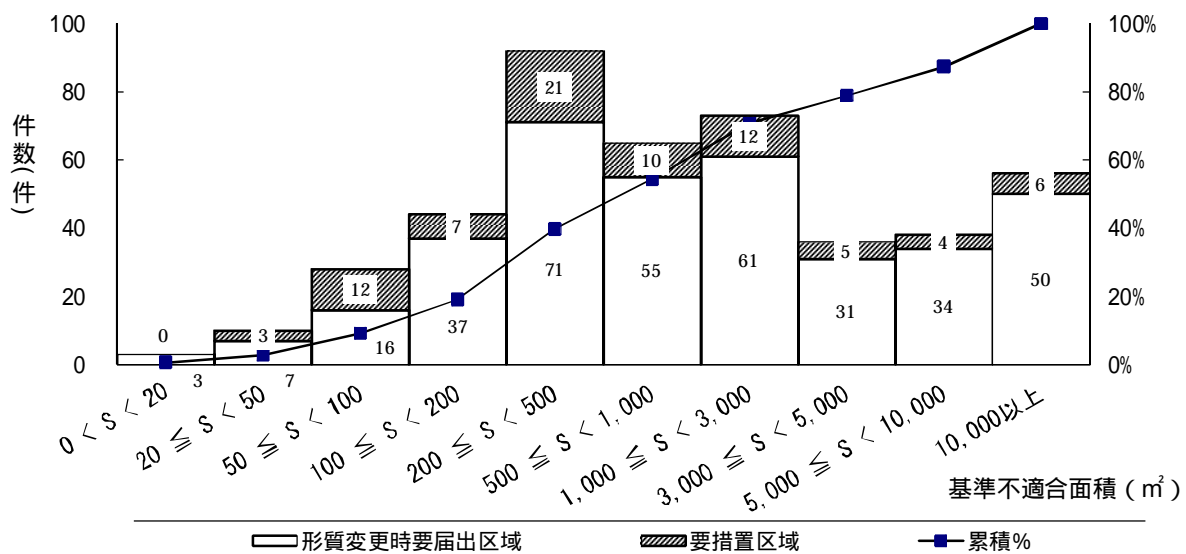
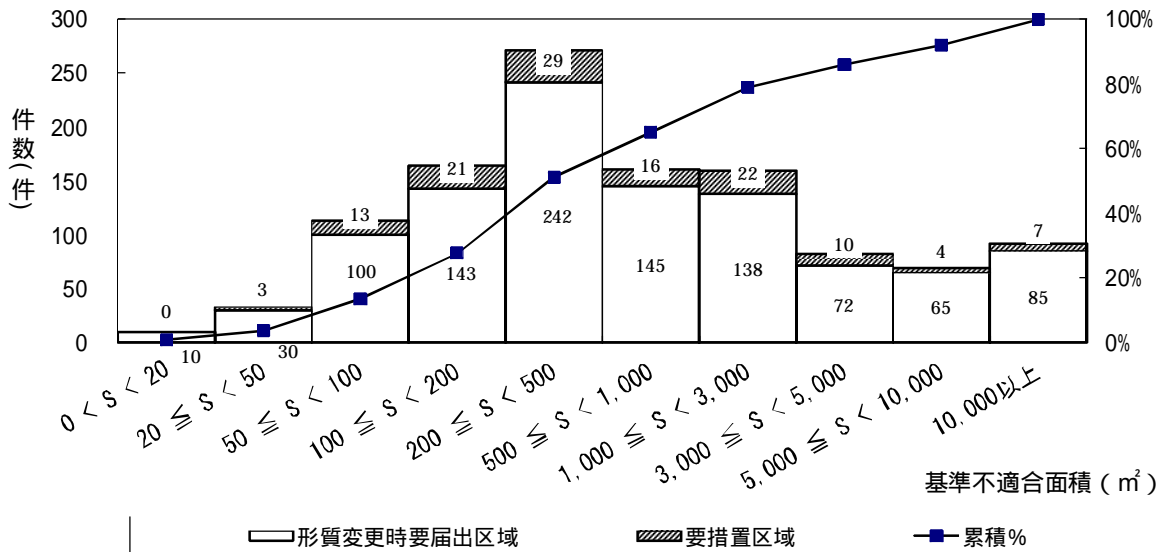


図 3-4 基準不適合面積（平成 23 年度）

表 3-21 基準不適合面積（累計）

基準不適合面積 ( $m^2$ )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略 件数
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	
0 < S < 20	0	0.0%	10	1.0%	10	0.9%	3	1.9%	7	0.8%	0	0%	0	0.0%	0
20 ≤ S < 50	3	2.4%	30	3.9%	33	3.7%	10	8.2%	21	3.2%	0	0%	1	0.9%	1
50 ≤ S < 100	13	12.8%	100	13.6%	113	13.5%	27	25.2%	84	12.8%	0	0%	2	2.6%	0
100 ≤ S < 200	21	29.6%	143	27.5%	164	27.7%	28	42.8%	131	27.7%	0	0%	4	6.0%	1
200 ≤ S < 500	29	52.8%	242	51.0%	271	51.2%	40	67.9%	215	52.3%	0	0%	16	19.8%	0
500 ≤ S < 1,000	16	65.6%	145	65.0%	161	65.1%	20	80.5%	118	65.8%	0	0%	23	39.7%	0
1,000 ≤ S < 3,000	22	83.2%	138	78.4%	160	79.0%	13	88.7%	130	80.6%	0	0%	17	54.3%	0
3,000 ≤ S < 5,000	10	91.2%	72	85.4%	82	86.1%	10	95.0%	62	87.7%	0	0%	10	62.9%	0
5,000 ≤ S < 10,000	4	94.4%	65	91.7%	69	92.0%	5	98.1%	44	92.7%	0	0%	20	80.2%	0
10,000 $m^2$ 以上	7	100%	85	100%	92	100%	3	100%	64	100%	0	0%	23	100%	2
小計	125	-	1030	-	1155	-	159	-	876	-	0	-	116	-	4
不明件数	0	-	5	-	5	-	0	-	3	-	0	-	0	-	2
回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均面積 ( $m^2$ )	901		5,130		4,994		1,064		3,958		-		18,374		-
最大面積 ( $m^2$ )	21,878		890,606		890,606		21,858		277,424		-		890,606		-
合計面積 ( $m^2$ )	112,566		5,284,203		5,767,612		169,157		3,467,022		-		2,131,432		-

注) 平成 21 年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成 21 年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 3-5 基準不適合面積（累計）



## 2) 汚染到達深度

汚染到達深度については、表 3-22、図 3-6、表 3-23 及び図 3-7 に示すとおりである。

平成 23 年度の指定件数においては、「1m 超過 2m 以下」、「5m 超過 10m 以下」、「0.5m 以下」の順に多かった。累計では、「5m 超過 10m 以下」、「1m 超過 2m 以下」、「0.5m 以下」の順に多かった。

表 3-22 汚染到達深度（平成 23 年度）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略 件数
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	
0 < D 0.5	5	8.8%	29	15.9%	34	14.2%	5	22.7%	29	16.1%	0	0.0%	0	0.0%	0
0.5 < D 1	10	26.3%	18	25.8%	28	25.9%	6	50.0%	21	27.8%	0	0.0%	1	2.8%	0
1 < D 2	13	49.1%	38	46.7%	51	47.3%	2	59.1%	40	50.0%	0	0.0%	9	27.8%	0
2 < D 3	7	61.4%	19	57.1%	26	58.2%	0	59.1%	20	61.1%	0	0.0%	6	44.4%	0
3 < D 4	8	75.4%	18	67.0%	26	69.0%	1	63.6%	20	72.2%	0	0.0%	5	58.3%	0
4 < D 5	3	80.7%	15	75.3%	18	76.6%	2	72.7%	14	80.0%	0	0.0%	2	63.9%	0
5 < D 10	10	98.2%	40	97.3%	50	97.5%	4	90.9%	34	98.9%	0	0.0%	11	94.4%	1
10 < D 15	0	98.2%	3	98.9%	3	98.7%	2	100%	0	98.9%	0	0.0%	1	97.2%	0
15m超過	1	100%	2	100%	3	100%	0	100%	2	100%	0	0.0%	1	100%	0
小計	57	-	182	-	239	-	22	-	180	-	0	-	36	-	1
不明	23	-	188	-	211	-	12	-	164	-	0	-	30	-	5
回答事例数	80	-	370	-	450	-	34	-	344	-	0	-	66	-	6
平均深度 (m)	3.5		4.0		3.9		3.6		3.2		-		4.9		-
最深深度 (m)	17.0		41.5		41.5		13.4		17.0		-		41.5		-

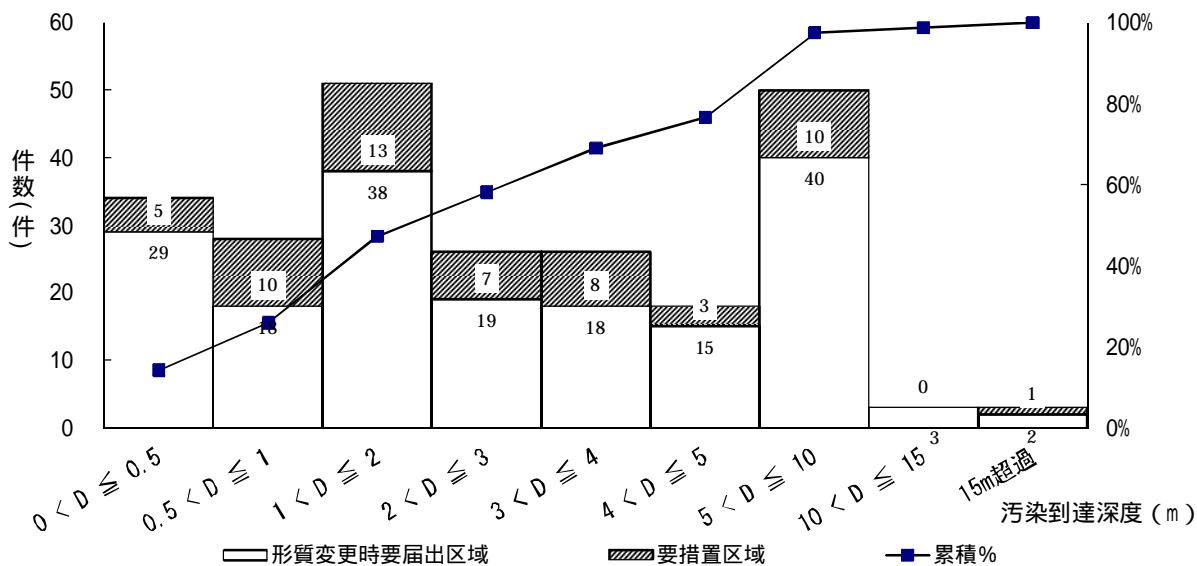


図 3-6 汚染到達深度（平成 23 年度）

表 3-23 汚染到達深度（累計）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略 件数
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	
0 < D 0.5	8	8.4%	130	19.0%	138	17.7%	13	9.7%	124	21.8%	0	0.0%	1	1.3%	0
0.5 < D 1	19	28.4%	111	35.2%	130	34.4%	29	31.3%	95	38.5%	0	0.0%	6	9.3%	0
1 < D 2	19	48.4%	128	53.9%	147	53.3%	23	48.5%	111	58.0%	0	0.0%	13	26.7%	0
2 < D 3	9	57.9%	65	63.5%	74	62.8%	10	56.0%	57	68.0%	0	0.0%	7	36.0%	0
3 < D 4	9	67.4%	48	70.5%	57	70.1%	8	61.9%	43	75.6%	0	0.0%	6	44.0%	0
4 < D 5	7	74.7%	40	76.3%	47	76.1%	6	66.4%	35	81.7%	0	0.0%	6	52.0%	0
5 < D 10	20	95.8%	146	97.7%	166	97.4%	38	94.8%	97	98.8%	0	0.0%	30	92.0%	1
10 < D 15	1	96.8%	10	99.1%	11	98.8%	6	99.3%	2	99.1%	0	0.0%	3	96.0%	0
15m超過	3	100%	6	100%	9	100%	1	100%	5	100%	0	0.0%	3	100%	0
小計	95	-	684	-	779	-	134	-	569	-	0	-	75	-	1
不明	30	-	351	-	381	-	25	-	310	-	0	-	41	-	5
回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均深度 (m)	4.1		3.7		3.0		3.4		1.8		-		4.0		-
最深深度 (m)	41.5		41.5		41.5		20.0		22.0		-		41.5		-

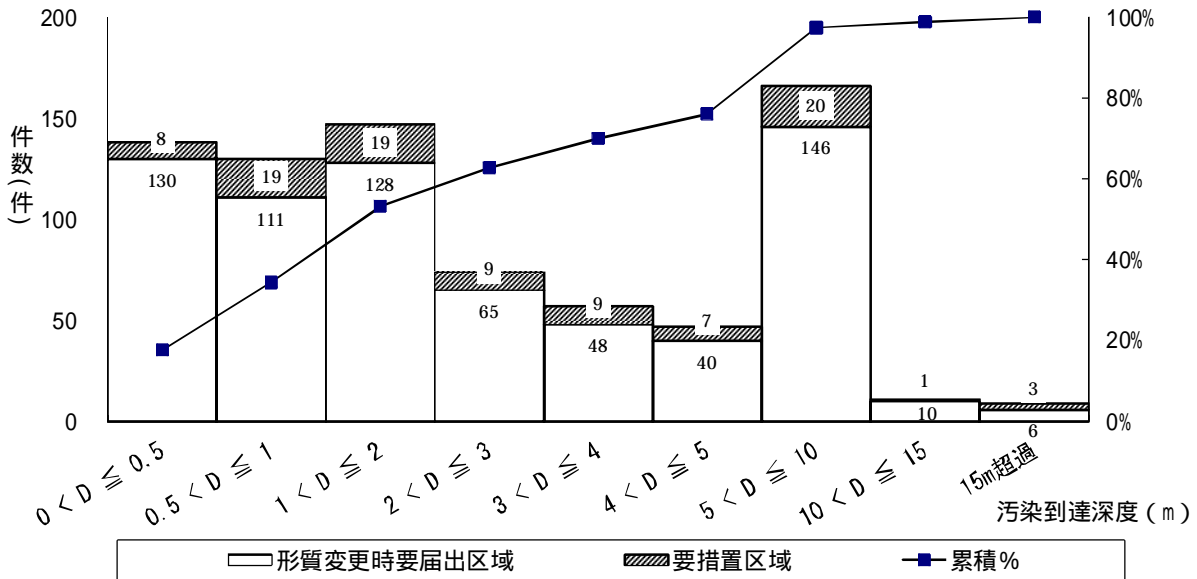


図 3-7 汚染到達深度（累計）

### 3) 基準不適合土量

基準不適合土量については、表 3-24、図 3-8、表 3-25 及び図 3-9 に示すとおりである。

平成 23 年度の指定件数においては、「1,000m<sup>3</sup>以上 3,000m<sup>3</sup>未満」及び「200m<sup>3</sup>以上 500m<sup>3</sup>未満」、「500m<sup>3</sup>以上 1,000m<sup>3</sup>未満」及び「10,000m<sup>3</sup>以上」の順に多かった。累計では、「200m<sup>3</sup>以上 500m<sup>3</sup>未満」、「1,000m<sup>3</sup>以上 3,000 m<sup>3</sup>未満」、「10,000m<sup>3</sup>以上」の順に多かった。

表 3-24 基準不適合土量（平成 23 年度）

基準不適合土量 (m <sup>3</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略 件数
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	
0 < V < 50	2	3.8%	9	5.5%	11	5.0%	3	15.8%	8	4.6%	0	0.0%	0	0.0%	0
50 ≤ V < 100	7	17.0%	6	9.1%	13	11.0%	5	42.1%	8	9.2%	0	0.0%	0	0.0%	0
100 ≤ V < 200	4	24.5%	15	18.2%	19	19.7%	3	57.9%	16	18.5%	0	0.0%	0	0.0%	0
200 ≤ V < 500	11	45.3%	29	35.8%	40	38.1%	4	78.9%	36	39.3%	0	0.0%	0	0.0%	0
500 ≤ V < 1,000	8	60.4%	21	48.5%	29	51.4%	0	78.9%	20	50.9%	0	0.0%	9	37.5%	0
1,000 ≤ V < 3,000	9	77.4%	34	69.1%	43	71.1%	2	89%	34	70.5%	0	0.0%	6	62.5%	1
3,000 ≤ V < 5,000	5	86.8%	13	77.0%	18	79.4%	1	95%	15	79.2%	0	0.0%	2	70.8%	0
5,000 ≤ V < 10,000	2	90.6%	14	85.5%	16	86.7%	0	95%	12	86.1%	0	0.0%	3	83.3%	1
10,000m <sup>3</sup> 以上	5	100%	24	100%	29	100%	1	100%	24	100%	0	0.0%	4	100%	0
小計	53	-	165	-	218	-	19	-	173	-	0	-	24	-	2
不明	27	-	205	-	232	-	15	-	171	-	0	-	42	-	4
回答事例数	80	-	370	-	450	-	34	-	344	-	0	-	66	-	6
平均土量 (m <sup>3</sup> )	5,063		14,012		11,820		2,833		13,194		-		10,014		-
最大土量 (m <sup>3</sup> )	133,439		694,751		694,751		44,800		694,751		-		107,579		-
合計土量 (m <sup>3</sup> )	268,361		2,311,954		2,576,702		53,831		2,282,543		-		240,328		-

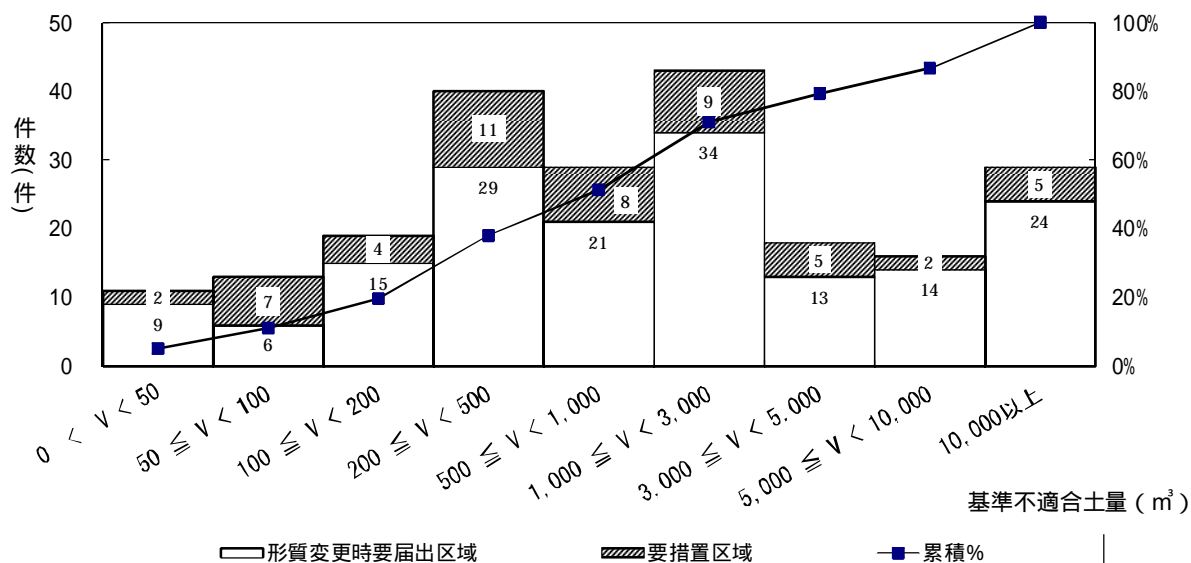
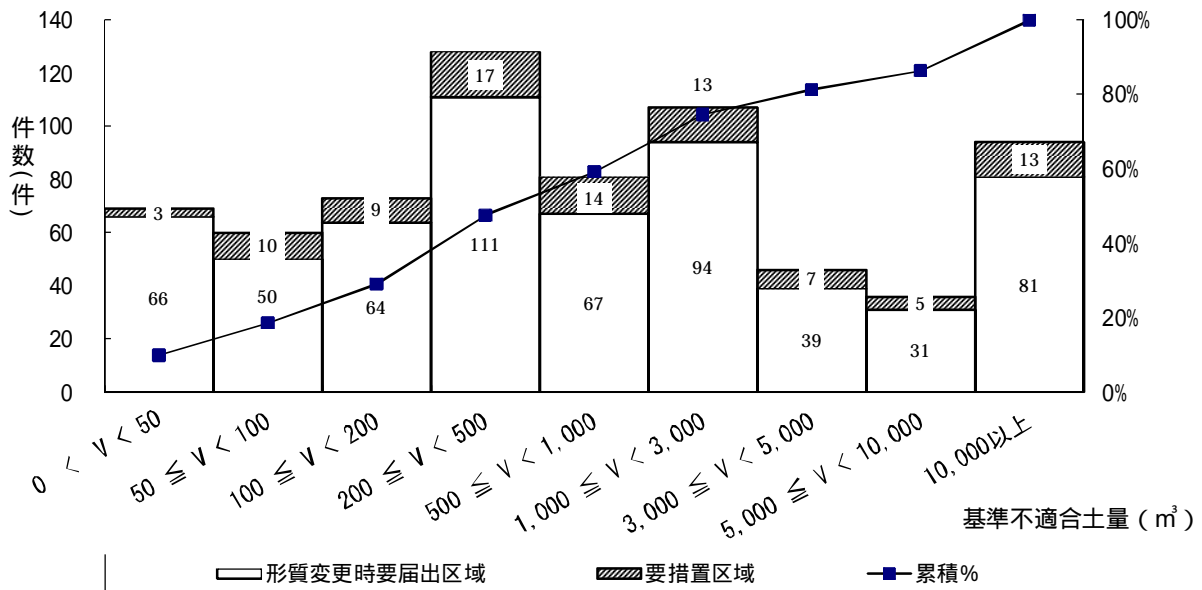


図 3-8 基準不適合土量（平成 23 年度）

表 3-25 基準不適合土量（累計）

基準不適合土量 (m <sup>3</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数
0 < V < 50	3	3.3%	66	10.9%	69	9.9%	11	12.1%	58	10.6%	0	0.0%	0	0.0%	0
50 ≤ V < 100	10	14.3%	50	19.2%	60	18.6%	13	26.4%	47	19.3%	0	0.0%	0	0.0%	0
100 ≤ V < 200	9	24.2%	64	29.9%	73	29.1%	16	44.0%	57	29.7%	0	0.0%	0	0.0%	0
200 ≤ V < 500	17	42.9%	111	48.3%	128	47.6%	17	62.6%	108	49.5%	0	0.0%	3	5.4%	0
500 ≤ V < 1,000	14	58.2%	67	59.4%	81	59.2%	11	74.7%	59	60.4%	0	0.0%	11	25.0%	0
1,000 ≤ V < 3,000	13	72.5%	94	75.0%	107	74.6%	11	86.8%	82	75.4%	0	0.0%	13	48.2%	1
3,000 ≤ V < 5,000	7	80.2%	39	81.4%	46	81.3%	2	89.0%	40	82.8%	0	0.0%	4	55.4%	0
5,000 ≤ V < 10,000	5	85.7%	31	86.6%	36	86.5%	2	91%	28	87.9%	0	0.0%	5	64.3%	1
10,000m <sup>3</sup> 以上	13	100%	81	100%	94	100%	8	100%	66	100%	0	0.0%	20	100%	0
小計	91	-	603	-	694	-	91	-	545	-	0	-	56	-	2
不明	34	-	432	-	466	-	68	-	334	-	0	-	60	-	4
回答事例数	125	-	1035	-	1160	-	159	-	879	-	0	-	116	-	6
平均土量 (m <sup>3</sup> )	7,493		15,039		14,605		4,362		10,964		-		67,212		-
最大土量 (m <sup>3</sup> )	371,923		1,269,840		1,269,840		110,580		798,220		-		1,269,840		-
合計土量 (m <sup>3</sup> )	681,886		9,068,274		10,136,023		396,963		5,975,202		-		3,763,858		-

注) 平成 21 年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成 21 年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 3-9 基準不適合土量（累計）

### 3.2.5 事前に伴ってみられた事例

要措置区域等において、事例に伴ってみられた影響（因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含む）をみると、表 3-26 及び図 3-10 のとおりである。

平成 23 年度では、「地下水・伏流水汚染」が 53 件あり、うち 36 件は「地下水汚染が把握されているもの」であった。

表 3-26 事例に伴ってみられた影響

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第1種) 不適合		重金属等 (第2種) 不適合		農薬等 (第3種) 不適合		複合汚染		調査の 省略
			H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	
地下水・伏流水汚染	18	35	53	155	10	45	19	70	0	0	24	40	0
うち、地下水汚染が 把握されているもの	11	25	36	83	7	28	9	27	0	0	20	28	0
公共用水域汚染	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
大気汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0
騒音・振動	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民の健康への影響	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
動植物への影響	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の影響	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
なし	52	301	353	913	18	106	297	739	0	0	34	64	4
合計(延べ数)	72	336	408	1,079	30	155	316	816	0	0	58	104	4
回答事例数	80	370	450	1,120	34	158	344	844	0	0	66	112	6

注1) 累計の、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

注2) 回答は因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含まれる。

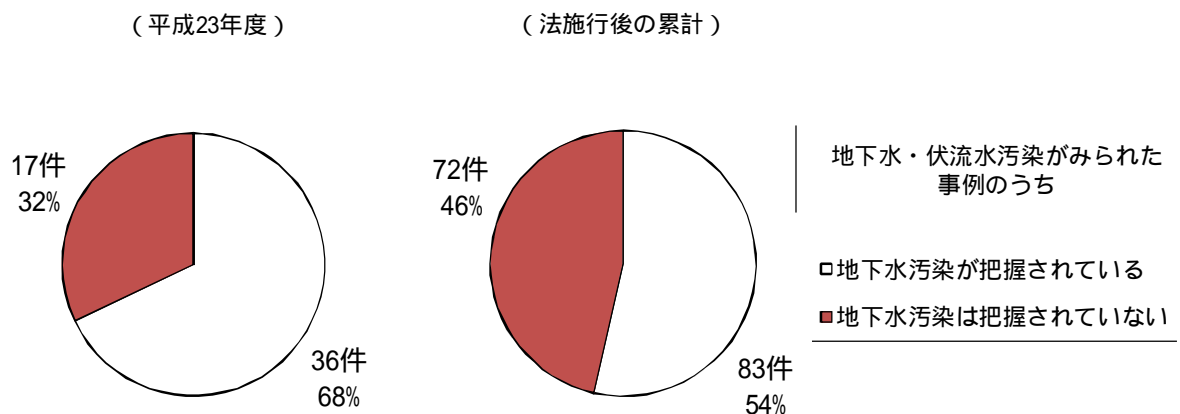


図 3-10 地下水汚染把握の有無

### 3.2.6 摂取経路

要措置区域等において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況の区分は、表 3-27 のとおりである。

平成 23 年度では、土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 246 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 49 件（20%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 45 件であり、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 4 件（9%）であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 153 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 30 件（20%）、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 20 件（13%）であった。

表 3-27 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分

（件数：複数回答有）

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
			H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
			H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計
土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	56	190	246	661	39	164	146	425	0	0	61	72
周辺での地下水の飲用利用等がある	40	10	49	149	14	70	23	66	0	0	12	13
水道事業用の井戸がある	6	2	8	11	3	5	3	5	0	0	2	2
災害時の飲用井戸がある	1	1	2	3	0	0	0	1	0	0	2	2
公共用水域がある	0	3	3	8	2	5	1	7	0	0	0	0
飲用井戸等はない	0	113	111	215	13	29	92	219	0	0	6	10
土壌含有量基準にのみ不適合の事例	4	41	45	124	0	0	45	124	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	2	2	4	14	0	0	4	14	0	0	0	0
土壌溶出量基準・土壌含有量基準が ともに不適合の事例	20	133	153	369	0	0	153	330	0	0	0	39
周辺での地下水の飲用利用等がある	28	20	30	43	0	0	30	39	0	0	0	4
水道事業用の井戸がある	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	1	83	61	136	0	0	61	131	0	0	0	20
当該土地に人が立ち入ることができる	3	28	20	29	0	0	20	24	0	0	0	5
合計（延べ数）	80	364	444	1154	39	164	344	879	0	0	61	111

注 1 ) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成23年度末までの件数である。

注 2 ) 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例は複数回答を含む。

注 3 ) 形質変更時要届出区域件数および指定件数の合計には平成23年度調査の省略 6 件が含まれていないため表3-26の回答事例数と一致しない

### 3.2.7 汚染原因

要措置区域等の汚染原因は、表 3-28、図 3-11 のとおりである。

平成 23 年度に指定された区域では、「特定又は推定できなかった」、「土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の施設の使用に伴う汚染と特定又は推定」、「有害物質使用以外にその土地で行われていた事業活動による汚染と特定又は推定」の順に多かった。

表 3-28 汚染原因

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略
	H23		H23		H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	
土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の施設の使用に伴う汚染と特定又は推定	38	98	136	586	21	135	74	381	0	0	40	69	1		
上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定	16	52	68	157	7	15	54	124	0	0	7	18	0		
周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定	0	1	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0		
埋土・盛土由来と判断	5	16	21	40	0	0	13	29	0	0	8	11	0		
自然由来と判断	1	28	29	49	0	0	28	47	0	0	0	1	1		
特定又は推定できなかった	26	180	206	382	6	11	184	339	0	0	15	31	1		
その他	0	8	8	26	0	3	6	19	0	0	1	3	1		
合計(延べ数)	86	383	469	1242	34	164	360	941	0	0	71	133	4		
回答事例数	80	370	450	1160	34	159	344	879	0	0	66	116	6		

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。

注2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

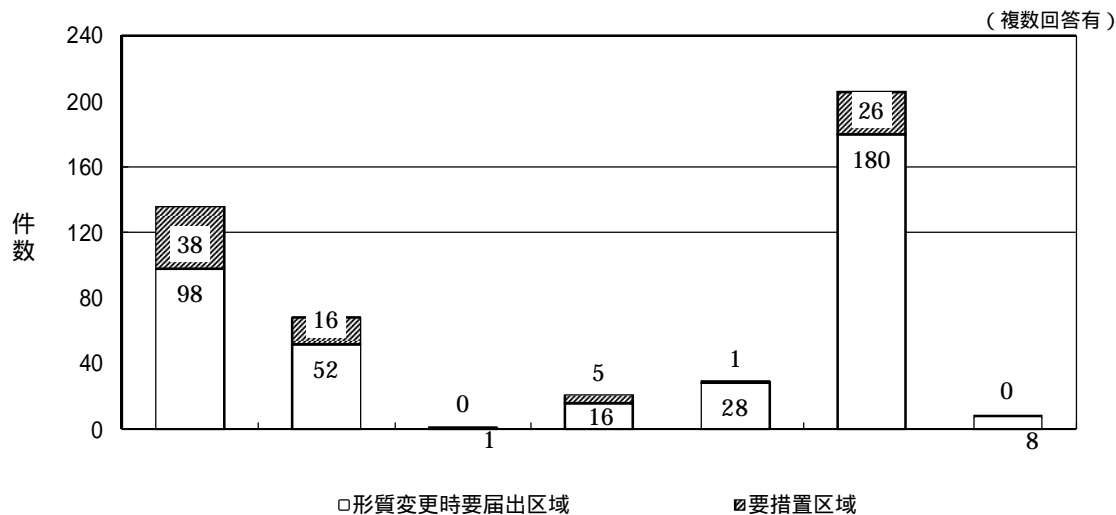


図 3-11 汚染原因 (平成 23 年度)

注) ~ は下記番号を示す。

1 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の施設の使用に伴う汚染と特定又は推定

2 上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定

3 周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定

4 埋土・盛土由来と判断

5 自然由来と判断

6 特定又は推定できなかった

7 その他

### 3.2.8 汚染原因者

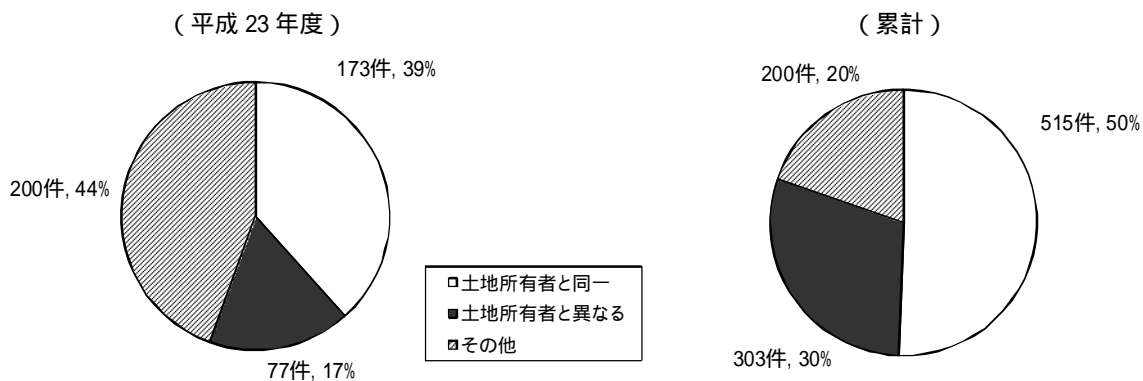
要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係は、表 3-29 及び図 3-12 のとおりである。回答のあった事例（平成 23 年度 450 件、累計 1,018 件）のうち汚染原因者が土地所有者等と同一である事例は、平成 23 年度では 173 件（69%）、累計で 515 件（63%）であった。また、要措置区域では回答があった 80 件のうち 39 件（49%）、形質変更時要届出区域では回答があった 370 件のうち 134 件（36%）であった。

汚染原因者（推定を含む）の現在の所在についてみると、表 3-30 のとおりである。回答のあった事例（平成 23 年度 450 件、累計 1,011 件）のうち、平成 23 年度では 222 件で把握されていた。また、要措置区域では回答があった 80 件のうち 49 件（61%）、形質変更時要届出区域では回答があった 370 件のうち 173 件（47%）で把握されていた。

表 3-29 汚染原因者と土地所有者等との関係

関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	
	H23	H23	H23	累計
土地所有者と同一	39	134	173	(515)
土地所有者と異なる	19	58	77	(303)
その他	22	178	200	(200)
回答事例数	80	370	450	(1018)

注 1 ) 累計は平成 21 年度以前の指定区域を含む。  
 注 2 ) その他は、未回答および自然由来等原因者不明である。



注 ) 指定区域の累計には平成 21 年度以前の指定区域を含む。

図 3-12 汚染原因者と土地所有者等との関係



表 3-30 汚染原因者の現在の所在把握状況

所 在	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	
	H23	H23	H23	累計
汚染原因者の現在の所在を把握している	49	173	222	(654)
汚染原因者の現在の所在を把握していない	18	197	215	(344)
その他	13	0	13	(13)
回答事例数	80	370	450	(1011)

注 1) 累計は平成 21 年度以前の指定区域を含む。  
 注 2) その他は、未回答および自然由来等原因者不明である。

### 3.2.9 汚染原因行為

要措置区域等の汚染原因行為は、表 3-31、図 3-13 のとおりである。

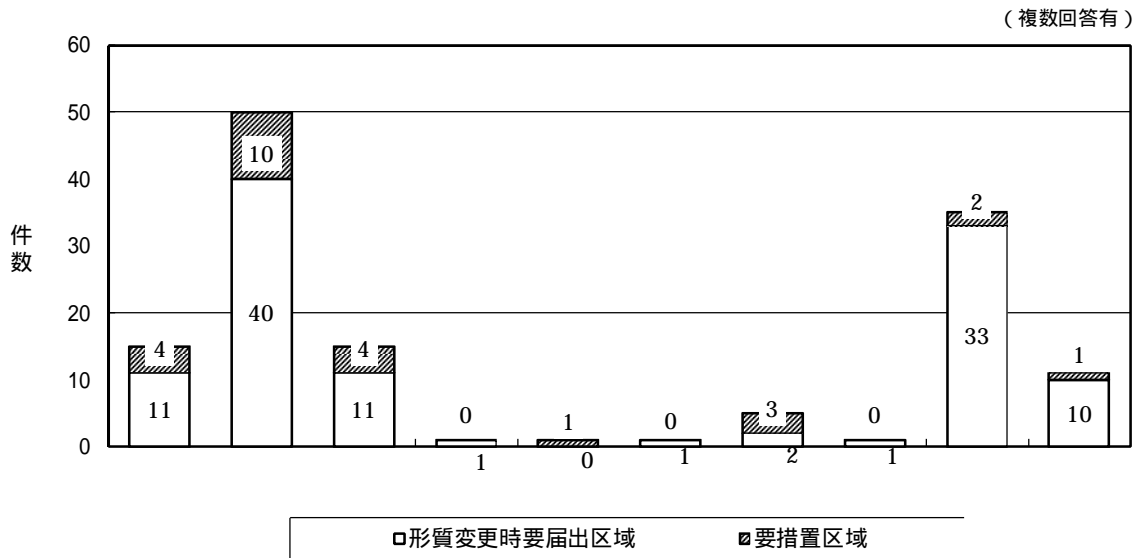
平成 23 年度に指定された区域では、不明との回答を除くと、「汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩」、「自然由来」、「施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故」及び「汚染原因物質を含む排水の地下浸透」の順に多かった。

表 3-31 汚染原因行為

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定区域		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の 省略
	H23	H23	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23	累計	H23
	施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	4	11	15	81	1	14	9	63	0	0	5	12	0	0
汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	10	40	50	187	10	49	31	136	0	0	7	17	2	0	0
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	4	11	15	97	2	11	8	80	0	0	5	11	0	0	0
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	0	1	1	19	0	3	1	14	0	0	0	2	0	0	0
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	1	0	1	4	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0
廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄(不適正な取扱いを含む)	0	1	1	5	0	1	1	3	0	0	0	1	0	0	0
残土の処理	3	2	5	10	0	0	5	11	0	0	0	1	0	0	0
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	0	1	1	8	0	0	1	7	0	0	0	2	0	0	0
自然由来	2	33	35	55	0	0	33	47	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	10	11	24	0	0	9	22	0	0	1	2	1	0	0
不明	57	273	330	718	21	98	255	584	0	0	51	90	3	0	0
合計(延べ数)	82	383	465	1208	34	176	354	970	0	0	69	139	8	0	0
回答事例数	80	370	450	1057	34	158	344	854	0	0	66	116	6	0	0

注 1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成23年度末までの件数である。  
 注 2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。



注) ~ は下記の回答番号を示す。  
 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故  
 汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩  
 汚染原因物質を含む排水の地下浸透  
 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理  
 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの  
 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄(不適正な取扱いを含む)  
 残土の処理  
 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等  
 自然由来  
 その他

図 3-13 汚染原因行為(平成 23 年度)